

【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護】

届出が必要な加算(減算)の内容、提出方法、必要書類

次の内容の加算(減算)を算定しようとする(又は取り下げる)場合は、事前に市への届出が必要です。(届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。)

内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 短期利用居宅介護費の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・料金表 ・チェック表 	
2 若年性利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表 	
3 看護職員配置加算(I)(II)(III) ※介護予防小規模多機能型居宅介護は算定不可	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し(看護職員) ・チェック表 	勤務形態一覧表は加算算定月のもの。
4 看取り連携体制加算 ※介護予防小規模多機能型居宅介護は算定不可	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表 	
5 訪問体制強化加算 ※介護予防小規模多機能型居宅介護は算定不可	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 ・チェック表 	勤務形態一覧表は加算算定月のもの。
6 総合マネジメント体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表 	
7 サービス提供体制強化加算(I)イ(I)ロ(II)(III) ※新規開設事業所は届出できません。	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し ※1 ・実務経験証明書 ※2 ・チェック表 	勤務表は前年度の4月～2月分。(前年度実績が6か月未満の場合は届出日の属する月の前3月分。) ※1 (I)イ又は(I)ロを算定する場合に必要 ※2 (III)を算定する場合に必要
8 上記加算の算定をやる(取下げ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 		※看護職員配置加算Iの取下げの注意点 看取り連携体制加算を算定している場合、同加算の取下げも必要
9 職員の欠員による減算(減算の解消)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算届出書 ・体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表 	勤務形態一覧表は人員欠如が生じた月(解消した場合は解消した月)のもの。 ※算定している加算で、人員欠如に該当していないことを要件とする加算は、取下げの届出をしてください。